

ハンセン病問題に関する教育を行う際に活用できる資料や事業が充実しましたので、これらを活用し、ハンセン病問題に関する教育を更に推進をしていただくようお願いいたします。

4 初 児 生 第 1 4 号  
健 難 発 0722 第 1 号  
法 務 省 権 啓 第 5 3 号  
令 和 4 年 7 月 2 2 日

各都道府県教育委員会担当事務主管課長  
各指定都市教育委員会担当事務主管課長  
各都道府県私立学校事務主管課長  
附属学校を置く各国公立大学法人の  
附 属 学 校 事 務 担 当 課 長 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校事務担当課長  
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課 長  
大学を設置する各地方公共団体担当課長  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長  
大学を設置する各学校設置会社担当課長  
大学又は高等専門学校を設置する公立大学  
法人を設立する各地方公共団体担当課長  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長  
各都道府県専修学校各種学校主管課長  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長  
清 重 隆 信

文部科学省初等中等教育局教育課程課長  
常 盤 木 祐 一

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課長  
安 里 賀 奈 子

文部科学省高等教育局大学振興課長  
古 田 和 之

厚生労働省健康局難病対策課長

簗原 哲弘

法務省人権擁護局人権啓発課長

高橋 史典

## ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について（通知）

日頃から、人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

学校におけるハンセン病問題に関する教育については、以前から御配慮いただいているところですが、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）において、関係省庁が連携・協力し、人権教育の強化に取り組むこととされており、「ハンセン病に関する教育の実施について」（令和元年8月30日付け元初児生第13号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・教育課程課長通知）で、その旨をお知らせし、昨年度は初めて、文部科学省、厚生労働省、法務省の3省連名で通知を発出し、関係省庁間の連携の下で一体的に施策の推進を進めているところです。

今般、厚生労働省が作成しているパンフレット「ハンセン病の向こう側」のほか、法務省が作成している人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」など、学校でも活用できる資料が充実しました。

また、文部科学省においても、令和3年12月に、独立行政法人教職員支援機構と調整し、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成しました。この動画は、学校でハンセン病問題に係る教育に真摯に取り組んでこられた校長先生による講義を収録しております。

また、国立ハンセン病資料館においては、ハンセン病問題に関する専門知識を有する学芸員の講師派遣を行っているほか、厚生労働省が委託事業において実施する講師等派遣事業では、当事者である元患者の御家族の講師派遣を行っております。

詳細は下記のとおりですので、これらの資料や事業を活用していただき、ハンセン病問題に関する教育を実施していただきますよう、御配意のほど、よろしく願いいたします。

また、大学等（高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む）におかれても、学芸員等の講師派遣やその他の関係施設・資料等を授業等に活用いただき、ハンセン病問題に関する教育について御配意いただきますようお願いいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省にあっては所管の専修学校に対して、御周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、これらの資料や事業は、学校での活用に限らず、社会教育の場でハンセン病問題について学ぶ際にも適切な内容であることから、教育委員会や社会教育施設等が開催する

講座等においても活用していただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 記

### 1. パンフレット「ハンセン病の向こう側」について

厚生労働省が毎年、全ての中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校中等部に対して第一学年の生徒分を配布しているパンフレット「ハンセン病の向こう側」について、昨年度改訂版が厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、積極的に活用いただきたいこと。

印刷物については、秋頃の送付を予定しており、これが各中学校等に届くまでの間に、本パンフレットの活用を予定している各中学校等におかれては、掲載先の URL からダウンロードのうえ生徒へ配布し、本パンフレットとともに掲載している指導者向け教本（一部改訂版）も活用しながら、ハンセン病問題に関する教育を実施していただきたいこと。

また、これらのパンフレット等とともに中学校等にはアンケートも合わせて送付することとしているところ、各中学校等におかれては、学校現場の声を踏まえた内容の改善を図るため、回答に御協力いただき、回答内容について問い合わせを行うこともあることをご理解いただきたいこと。

【パンフレット掲載 URL】 <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>



### 2. 校内研修シリーズ「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つ ―ハンセン病問題から学び、伝える―」の活用について

全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、どこにいても研修が可能となるような目的で作成している約20分の講義動画「校内研修シリーズ」において、新たに、ハンセン病問題に関する講義動画を作成し、令和3年12月6日付けで配信を開始した。本動画につき、校内研修や教育委員会による研修などで積極的に活用いただきたいこと。

【講義動画 URL】 <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/100.html>



### 3. 令和3年度「人権教育研究推進事業」の成果の活用について

ハンセン病問題に係るものも含め、令和3年度「人権教育研究推進事業」の成果について、本年6月上旬に文部科学省ホームページに掲載した。この中には、厚生労働省作成の中学生向けパンフレットを活用する中学校の事例や国立ハンセン病資料館と連携する小学校の事例などが含まれている（注）ため、各学校における指導の検討に当たって参考としていただきたいこと。

【成果概要 URL】 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/siryo/1341102.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryo/1341102.htm)



(注) 小学校の事例では、国立ハンセン病資料館とオンラインで接続し、同館の学芸員からハンセン病について学ぶ授業を総合的な学習の時間で行っている。また、中学校の事例では、厚生労働省作成の中学生向けパンフレットを特別の教科道徳の指導で活用している。

#### 4. 人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」について

法務省が作成した人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」は、元患者やその家族のエピソードのアニメや、国立ハンセン病資料館の学芸員による解説で構成されている34分の動画で、YouTube 法務省チャンネルに掲載されているほか、法務局や地方法務局、(公財)人権教育啓発推進センターが運営する人権ライブラリーにおいてDVDの貸出しも行っている。また、動画に準じた内容の人権啓発冊子も作成している。いずれも主に、小学生向けとして作成されたものであるため、各小学校においてハンセン病問題に関する教育を実施する際には、本動画等を活用いただきたいこと（なお、本動画等は、中学校等で活用しても差し支えない。）。

また、法務局又は地方法務局の人権擁護委員が学校を訪問して実施している人権教室においても、本動画を使用した教育を行うことができるため、各学校におかれては、人権教室を活用したハンセン病問題に関する教育についても積極的に検討いただきたいこと。

【啓発動画掲載 URL】 [https://www.youtube.com/watch?v=gPH5b\\_CDwto](https://www.youtube.com/watch?v=gPH5b_CDwto)



【活用の手引き等掲載 URL】 [https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00151.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html)



【人権ライブラリー】 <https://www.jinken-library.jp>



#### 5. 学芸員等の講師派遣について（無料）

ハンセン病問題に関する教育を実施する際には、ハンセン病問題に関する専門知識を有する学芸員や当事者である元患者の御家族に講話をいただく方法も考えられる。

国立ハンセン病資料館では、学芸員による出張講座を実施しており、費用については国費により負担するので、その活用についても検討いただきたいこと（なお、オンラインでの講話も可能である。）。

また、厚生労働省では、委託事業において、当事者である元患者の御家族を講師として派遣する事業も実施しており、こちらも費用については国費により負担するのでその活用についても検討いただきたいこと。また、パンフレットを活用する際に、併せて、学芸員

等の講師派遣もご検討いただきたいこと。

なお、学校での講話を希望される場合には、対応できる学芸員等の人数や地域に限りがある場合もあることから、別途、(別添7)及び(別添8)に記載の担当または事務局あてに相談いただきたいこと。

#### 6. その他活用できる関係施設・資料等について

1～5のほかにも、ハンセン病問題に関する教育に活用できる関係施設や資料等がある。各学校の実情に応じて、これらの関係施設や資料等を活用いただき、ハンセン病問題に関する教育や、教員の研修を実施していただきたいこと。

#### <添付資料>

- (別添1) パンフレット「ハンセン病の向こう側」
- (別添2) パンフレット「ハンセン病の向こう側」指導者向け教本
- (別添3) 校内研修シリーズ「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つ ―ハンセン病問題から学び、伝える―」(概要)
- (別添4) 令和3年度「人権教育研究推進事業」の成果事例
- (別添5) 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」概要
- (別添6) 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」活用の手引き
- (別添7) 国立ハンセン病資料館出張講座(学芸員)
- (別添8) 講師等派遣事業(御家族)
- (別添9) その他関係施設・資料等

#### 【本件連絡先】

(初等中等教育(学校における人権教育)について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導係

八田、増田

TEL : 03-5253-4111 (内線 3291)

E-mail : [jidous@mext.go.jp](mailto:jidous@mext.go.jp)

(初等中等教育(学習指導要領)について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係

川口、齊藤、伊藤

TEL : 03-5253-4111 (内線 2073)

E-mail : [kyoiku@mext.go.jp](mailto:kyoiku@mext.go.jp)

(社会教育について)

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課共生社会学習企画係

若林、野口

TEL : 03-5253-4111 (内線 3276)

E-mail : [kyousei@mext.go.jp](mailto:kyousei@mext.go.jp)

(大学及び高等専門学校について)

文部科学省高等教育局  
大学振興課大学改革推進室学務係  
早川、久保  
TEL : 03-5253-4111 (内線 3334)  
E-mail : [gakumu@mext.go.jp](mailto:gakumu@mext.go.jp)

(専修学校及び各種学校について)

文部科学省総合教育政策局  
生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係  
船木、木俣  
TEL : 03-5253-4111 (内線 2915)  
E-mail : [syosensy@mext.go.jp](mailto:syosensy@mext.go.jp)

(パンフレット「ハンセン病の向こう側」、国立ハンセン病資料館、講師等派遣事業について)

厚生労働省健康局難病対策課ハンセン病係  
岩倉、平塚  
TEL : 03-5253-1111 (内線 2980、2369)

(人権啓発動画「「ハンセン病問題を知る」～元患者と家族の思い～」、人権教室について)

法務省人権擁護局人権啓発課人権啓発第二係  
篠原、佐藤  
TEL : 03-3580-4111 (内線 5877)  
E-mail : [keihatsu@i.moj.go.jp](mailto:keihatsu@i.moj.go.jp)